

日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同する リーダーの会 会員募集！



人口減少、少子高齢化、人材不足など様々な課題に直面している酒田市。それらを打開すべく、平成29年10月「日本一女性が働きやすいまち」を目指す宣言をしました。※1

誰もが生き生きと暮らせるまちとなるよう、まずは女性が働きやすいまちづくりから始めよう。職場では、現状を客観的に捉えてみよう。

企業、団体等のリーダーの会への賛同は、酒田の明日を変える第一歩！

日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同するリーダーの会

賛同のメリット ~会の取り組み~

- ・就活イベント等で **大学生・高校生へ向けて周知** → **人材不足解消**に繋がる！
- ・ **オリジナルロゴマーク**の使用OK! → **自社PRのチャンス!**
- ・酒田市の **公共工事で加点制度アリ!**
- ・酒田市自分らしくを応援するポータルサイトに会員一覧とリーダーのメッセージを掲載
- ・ **女性活躍推進**に関するセミナー等のメールでの **情報提供**
- ・リーダーの会会員優先セミナーの開催
- ・ **奨励金交付制度もアリ!** ※交付条件あり

推進のススメ ~賛同のその先へ~

- ・自組織における女性活躍を推進し、発信する。
- ・企業は、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定の検討、積極的に取り組む。策定済み企業はえるぼし認定を目指し取り組みを進める。
- ・賛同するリーダーのネットワークを広げる。

お申し込み

- ・裏面「日本一女性が働きやすいまち宣言賛同書」を酒田市商工港湾課へ提出してください。
- ・申込受付、内容確認後、酒田市自分らしくを応援するポータルサイトに宣言内容等を掲載します。
- ・賛同書は酒田市ホームページからもダウンロードできます。

発起人

酒田市長、酒田商工会議所会頭、酒田ふれあい商工会会長

お申し込みはこちら👉



酒田市 自分らしく 🔍

※1 「日本一女性が働きやすいまち」を目指す宣言文

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、誰もが生き生きと働き続けることのできる環境を整えることが、地方創生の根幹となります。

酒田市は、自らの意思によって働くまたは働こうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、その思いを叶えられるまちを目指し、「日本一女性が働きやすいまち」となるよう、行政、経済団体、経営者、働く人が連携して取り組みを進めていくことをここに宣言します。

【お問い合わせ】 酒田市地域創生部商工港湾課（人材活躍推進担当）

〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号

☎ 0234-26-5757 📠 0234-22-3910 ✉ koyou@city.sakata.lg.jp

日本一女性が働きやすいまち宣言賛同書

令和 年 月 日

会社又は団体名

代表者職・氏名

私は「日本一女性が働きやすいまち宣言」の趣旨を踏まえ、女性が働きやすい環境づくりに取り組んでいきます。
女性が働きやすい環境づくりに向けた組織トップからのメッセージや今後の取り組み内容など、企業・団体の実情に応じて記載してください。

★上記の記載内容は、webページなどで公表します。

企業・団体の概要	所在地	〒 ー			
	ホームページ	有 ・ 無 （どちらかに○） アドレス：			
	業 種 <small>※主たる業種に1つだけ○をつけてください。</small>	1. 建設業 2. 製造業 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 4. 情報通信業 5. 運輸業、郵便業 6. 卸売業、小売業 7. 金融業、保険業 8. 不動産業、物品賃貸業	9. 学術研究、専門・技術サービス業 10. 宿泊業、飲食サービス業 11. 生活関連サービス業、娯楽業 12. 教育、学習支援業 13. 医療、福祉 14. 複合サービス事業 15. サービス業 16. その他	従業員数	計 人 (うち女性 人)
御担当者	部 署			電 話	
				F A X	
	職・氏名			E-mail	

注) 企業・団体名及び代表者名は、市のホームページや各種広報に掲載し、広く公表させていただきます。

(以下の誓約内容を確認の上、□にレ点を記入してください。)
この度の申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

- 役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関する下記の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、その経営に実質的に関与している企業、事業所、法人、団体等ではありません。
- 酒田市内に事業所を有しています。
または、酒田商工会議所・酒田ふれあい商工会の会員事業所です。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者